

## 電気工事業者更新登録申請（法第4条関係）

更新登録の申請をする者は、下表の書類を提出すること。

<申請書の受付期間>登録有効期間の満了日の1ヶ月前から2週間前まで

(注意事項)

- ・住所等の既登録事項に変更がある場合は、先に変更の届出をしてください。(同時でも構いません)
- ・有効期間が到来した後は更新の申請はできません。新規で登録し直していただくことになります。

申請内容の種類	個 人		法 人	
	申請者が主任 電気工事士	主任電気工事士 を雇用する	役員が主任 電気工事士	役員以外の者が 主任電気工事士
電気工事業者更新登録申請書	○			
誓約書（個人用）	○	○	/	/
誓約書（法人用）	/	/	○	○
誓約書（主任電気工事士関係）	/	○	/	○
雇用証明書	/	○	/	○
主任電気工事士の電気 工事士免状の写し	○ ※第一種電気工事士の場合は定期講習受講欄も含めて添付			
申請者の住民票 ※発行日から6か月以内のもの	○	○	/	/
営業所位置図	○			
備付器具調書	○			
登 録 証	○ ※紛失した場合は「登録電気工事業者登録証紛失届」を提出すること			
法人の登記簿謄本 （全部事項証明書） ※発行日から6か月以内のもの	/	/	○	○
県収入証紙 12,000円	○ ※収入印紙不可			

県収入証紙  
はりつけ欄  
収入印紙不可  
消印不可

(備考) 欄内の○印が必要となる書類

## 登録電気工事業者更新登録申請書

年 月 日

静岡県知事 様

〒

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電話番号 ( ) -

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 現在の登録の年月日及び登録番号

年 月 日 静岡県知事登録 第 号

2 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号

3 法人にあつては、その役員の氏名

- (備考) 1 「電気工事の種類」の欄には、「一般用電気工作物」又は「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」と記載すること。  
2 「主任電気工事士等の氏名」の欄には、その者が法律第19条第2項に該当する場合にあつては※印を付すること。  
3 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、「主任電気工事士等の氏名」の欄及び「電気工事士免状の種類及び交付番号」の欄には記載することを要しない。

(個人用)

# 誓約書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所

申請又は届出者

氏 名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(法人用)

# 誓 約 書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所

申請又は届出者 名 称

代表者の氏名

当社および当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(主任電気工事士関係)

# 誓 約 書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所

申請又は届出者 氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営 業 所 の 名 称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の 種類及び交付番号

# 雇 用 証 明 書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

申請者又は届出者 氏名又は名称

法人にあっては  
代表者の氏名

下記の者は、私（当 社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 令	年 月 日 満 才
雇 用 年 月 日	年 月 日

〒

営業所住所

店舗の名称

(代表者氏名)

( )

営業所の電話番号 ( )

-

## 営業所位置図

最寄り駅から営業所までの道順

N



(注)

線

駅下車

行バスを利用し

停留所で下車し

方面に向かって徒歩

分で

上記営業所に到着する

# 備付器具調書

申請者又は届出者  
(法人にあつては名称)

番号	品名	製造年	製品番号	台数	製造業者名
①	絶縁抵抗計				
②	接地抵抗計				
③	回路計 (抵抗及び交流電圧を 測定できるもの)				
④	低圧検電器				
⑤	高圧検電器				
⑥	継電器試験装置				
⑦	絶縁耐力試験装置				

借入先 名 称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号

( ) \_\_\_\_\_

- (備考) 1 回路計とは、クランプ形電流電圧計でなくテスターをいう。  
2 登録申請書中、「電気工事の種類」が「一般用電気工作物」である場合は、①②③のみでよい。  
3 ⑥及び⑦は必要なときに使用しうる措置が講じられていなければならない。その場合は借入先欄を記入の上、借入先に確認して上記の表の⑥⑦部分を完成させること。